

福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針(原案)

1. 目的

改正健康増進法が令和2年4月から全面施行されることを受け、誰もが快適に過ごせる施設環境整備を促進するとともに、市民等の健康保持増進及び健康寿命の延伸を目指すため、福島市の公共施設における受動喫煙防止対策方針を定めることを目的とする。

2. 方針策定の考え方

- (1)健康増進法の規定により区分される施設の類型・場所ごとに対策を講じる。
- (2)市のこれまでの取り組みを踏まえるとともに、子どもなど、20歳未満の者が主として利用することを目的としている施設について対策を強化する。

3. 対象となる施設

多数の者が利用する施設(※)で、市が所有または管理する公共施設及び公用車

※2人以上の者が利用する施設

4. 対象となる公共施設と受動喫煙防止対策

健康増進法上の施設等の類型	法律上の規制内容	福島市	
		方針(案)	主な対象施設
第1種施設 子どもや患者に特に配慮が必要な施設等	○敷地内禁煙 ※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる(特定屋外喫煙場所)	○敷地内禁煙 特定屋外喫煙場所は設置しない	市役所本庁舎、支所、男女共同参画センター、保健福祉センター、消防本部、消防署、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園 等
第2種施設 【屋内】	○原則屋内禁煙 ※喫煙を認める場合は喫煙専用室(室外への煙の流出防止措置がとられているもの)の設置が必要	○屋内禁煙(建物部分) 喫煙専用室は設置しない	学習センター、図書館、クリーンセンター、こむこむ、福島テルサ、体育館等
第1種および喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設 【敷地内の屋外】	○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮 ※できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するよう配慮	○原則敷地内禁煙(建物敷地内の屋外部分) 【除外施設】 施設の性質、設置目的及び立地環境から敷地内に「喫煙場所」を設置することが必要な施設については、十分な受動喫煙防止対策を講じた上で例外的に喫煙可とする	上記施設の駐車場、福島スカイパーク、下水道管理センター敷地 等 【除外施設】 福島市公設地方卸売市場、吾妻多目的休憩施設、四季の里の農村レストランの区域、斎場、つちゆロードパーク
その他の施設(屋外施設) 以下2つの条件に該当しない場所 ①屋根がある ②側壁が概ね半分以上覆われている	※子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮	○敷地内禁煙 ・遊具のある施設 ・周囲に子どもがいる場合	新浜公園、荒川さくらづつみ河川公園 等
●対象外施設 住居や入居施設の個室など、人が居住する場所、ホテルや旅館の客室	○規制対象外	○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮 ○規制対象外	地区農村広場、荒川運動公園 等 市営住宅

公用車内は、移動中も含め、全て禁煙とする

5. 実施時期

令和2年4月1日から実施する。